

10. 暴風警報等・東海地震注意報または警戒宣言について

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで	自宅待機 (注1)	7:00まで	通常通り登校(注2) 大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる(注3)
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる (注4)	7:00を経過	臨時休校

(注1) 自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない児童生徒については、最寄りの知人等に保護をお願いするよう平素から当該保護者に依頼しておきます。

(注2) 登校の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施されるように努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、校長の裁量で臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの措置をとることができます。この場合は給与旅費端末機を利用した休校・被害状況把握システムにより、教育委員会にその旨連絡をします。

(注3) 大雪警報発表時の対応

暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難になることも想定されるため、各学校の判断で臨時休校等の措置をとります。

その際、学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準(大雪警報に準じて20センチメートル程度)に達する場合に臨時休校とします。

*四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は12時間の予想降雪量が20センチメートルに達するときなどに発表されます。

(注4) 学校が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

○暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の場合

- ① 通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認します。なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておきます。
- ② 拠点的に通学路周辺の民家、在宅保護者から、通学路状況等の安全についての情報提供を求めます。
- ③ 必要と判断される時は、教職員が引率し、拠点まで保護者の出迎えを求めて引継の措置をとる。特に小学校低学年児童や支援を要する児童生徒については配慮します。
- ④ 保護者への引き渡しを行う場合は、平素より出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておきます。
- ⑤ 通学に公共交通機関を利用している学校については、運行状況を的確に把握します。

上記のような点をふまえ、帰宅、学校待機、避難のうち、状況に応じて判断します。

○台風の進路等により暴風警報発表が予想される場合は、地域的差異や学校のおかれている諸条件からみて、各校の判断で発表前でも速やかに帰宅させることも検討します。この場合も、給与旅費端末機を利用した休校・被害状況把握システムにより、教育委員会にその旨連絡をします。

○台風の予想進路等状況によっては、暴風警報等の発表が予想される前日より、市教育委員会から翌日の臨時休校等の措置を小中学校に連絡する場合があります。学校は、下校時までには児童生徒に直接連絡をします。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、

震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
登校前	臨時休校 津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる） ○ 登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。（ただちに命を守る行動をとる） （具体的には） ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外）
登校後	学校待機 ○ 児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる） （注5） ＊保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。

- ※ 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登下校を行います。状況に応じて、校長の裁量で臨時休校の措置をとります。この場合は、教育委員会にその旨を連絡します。
- ※ 登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の適切な処置をとります。

（注5）

【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

○ ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護します。その後、市災害対策本部など、公的機関の指示に従います。また、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておきます。

※ 特別警報の創設による地震動警報体系

気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっています。

上記対応は震度5強以上について該当するものとしますが、それ以外でも緊急地震速報の場合は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

【津波（大津波）警報の場合】

① 児童生徒を安全性の高い場所（校舎の3階など）に移動させ、安全を確保します。

- ② 市災害対策本部から新しい指示がある場合は、教育委員会より「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」等でその対応について連絡します。
- ③ 児童生徒の下校については、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり、保護することを原則とします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに、教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。
- ④ 津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行わず、引き取りに来た保護者も一緒に避難をします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

なお、津波(大津波)警報、津波注意報発表時の対応については、次の地区の学校を対象とします。

〈三重県防災危機管理部が公表した津波浸水予測図(平成25年版)により、津波浸水の可能性のある地区〉

富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、中部、塩浜、日永、河原田、楠

※ 対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

※ 津波警報、高潮と波浪の特別警報の場合も大津波警報に準じて対応する。

【登校後に発表された津波(大津波)警報が、注意報に変更された場合】

- ① 教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」等で、各学校に連絡をします。
- ② 下校時間になり、児童生徒を下校させる際は、「1 暴風警報・暴風雪警報に対する対応」の場合に準じます。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応(「1」「2」以外)

それぞれの学校や周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により上記に準拠して児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。この場合にも必ず教育委員会との連絡、調整に努めます。

また、大雪注意報発表時において、積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、洪水時の避難確保計画及び土砂災害に関する避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。

各種注意報等についても、校長は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して、登下校に関して最善かつ適切な措置をとります。措置の結果については、給与旅費端末機を利用した休校・被害状況把握システムにより、教育委員会へ報告します。

4 伊勢湾・三河湾に津波注意報が発表された場合の対応

教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」等で、各学校に連絡をしますので、それらを参考に児童生徒の安全を確保します。